

東京都立図書館協議会

第21期第5回定例会議事録

平成15年7月24日（火）

都立中央図書館第2・第3研修室

午後3時～5時

出席者名簿

委 員

(欠 席 者)

小川幸子委員 小川俊彦委員

奥田孝之委員

小田光宏委員 勝本良子委員

小峰紀雄委員 佐藤 徹委員

坂本光一委員 田村俊作委員

豊田恭子委員 中武繁明委員

松村多美子委員

都立図書館幹部職員

館長 管理部長 参事（総務課長事務取扱） 調整担当課長 企画経営課長

強力支援担当課長 サービス部長 資料管理課長 情報サービス課長

参事（日比谷図書館長事務取扱） 局務担当部長（多摩図書館長事務取扱）

教育庁

生涯学習スポーツ部長 社会教育課長 社会教育課施設係長 社会教育課施設係

事務局

企画経営係長 企画経営担当係長

配付資料

東京都立図書館協議会 第21期第5回定例会次第

第21期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員名簿

座席表

東京都立図書館予算額

協力貸出対象資料の範囲の変更について

都内公共図書館発展のための連携協力について

－協力貸出を中心とした都立図書館をとりまく現状－

公共図書館発展のための新たな連携協力のための課題の例示

東京都立図書館協議会 第21期第5回定例会

平成15年7月24日（木）

午後3時00分開会

【企画経営課長】 定刻になりましたので始めさせていただきます。

ただいまから、第21期第5回東京都立図書館協議会を開会いたします。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会を務めます、企画経営課長の児島と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議日程でございますが、5時ごろまでご審議をいただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

初めに、会議運営について申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は議事録を作成し公開をいたしませんとともに、都立図書館及び東京都教育委員会ホームページ上に公開いたしません。非公開とする必要があると考えられる場合は、その都度皆様にお諮りして、決定していただくことになっております。

なお、本日の傍聴者は4名でございます。

次に、委員の皆様の出席状況でございます。奥田委員は本日あいにくご都合が悪く、欠席とのご通知をいただいております。

次に、お配りしてある資料の確認をさせていただきます。

1枚目は、本日の次第となっております。東京都立図書館協議会第21期第5回定例会をごらんください。

2枚目が、第21期都立図書館協議会委員名簿となっております。

次にホッチキスどめの2枚ですが、東京都立図書館幹部職員名簿となっております。

最後に、座席表がございます。

次に、資料に参ります。まず1枚目は配付資料一覧ということで、資料1～4の表題が載っております。

資料1につきましては、次のページですが、東京都立図書館予算額を載せてございます。

資料2につきましては、紙が横になっておりますが、協力貸出対象資料の範囲の変更についてでございます。

次に大きい版の資料3は、協力貸出を中心とした都立図書館をとりまく現状で、表がついております。

最後の資料4は、公共図書館発展に向けた新たな連携協力のための課題の例示となっております。

資料はよろしいでしょうか。

議事に先立ちまして、この4月及び6月に、教育庁並びに都立図書館の幹部職員に人事異動がございましたのでご紹介いたします。

まず、6月1日付で都立中央図書館長に教育庁次長の鮎澤光治が、館長事務取扱として就任いたしました。

【館長】 鮎澤でございます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 次に、6月16日付で管理部調整担当課長に上野里美が就任いたしました。

【調整担当課長】 上野でございます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 4月1日付で、サービス部資料管理課長に高橋達が就任いたしました。

【資料管理課長】 高橋です。よろしくお願いします。

【企画経営課長】 同じく、参事で、日比谷図書館長事務取扱に藤田明子が就任いたしました。

【日比谷館長】 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 同じく、局務担当部長で多摩図書館長事務取扱に吉村健司が就任いたしました。

【多摩館長】 吉村です。よろしくお願いします。

【企画経営課長】 私、企画経営課長の児島が就任しました。

続きまして教育庁本庁でございますが、生涯学習スポーツ部社会教育課長に奥村誠一が就任いたしました。

【社会教育課長】 奥村です。よろしくお願いします。

【企画経営課長】 以上でございます。

ここで、都立中央図書館長の鮎澤よりごあいさつを申し上げます。

【館長】 先ほど紹介させていただきましたが、6月1日付で中央図書館長に就任いたしまして、都立図書館の運営に当たらせていただきます鮎澤でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

議事に入ります前に、一言ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方には、日ごろから都立図書館の運営にご助言を賜りまして厚く御礼を申し上げます。今21期の協議会につきましては、第1回の会議におけます委員の皆様のご議論の中から、「子どもの読書活動推進について」と「都内公共図書館の連携協力について」が協議テーマとなっております。

子どもの読書活動推進につきましては、3月に「子どもの読書推進をはかるために都立図書館は何をなすべきか」をご提言いただきました。さらに、委員の皆様方には、「東京都子ども読書活動推進計画」の検討に当たり貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。おかげさまをもちまして、計画も平成15年3月に策定を見まして、公表することができました。

子どもの読書につきましては、未来を担う子どもの成長に欠くことのできないものと考えており、全都を挙げてその推進を図っているところでございます。都立図書館は、その中でも大きな役割を担うものとしてご提言を生かし、子ども読書活動の推進に寄与していく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、本日より、都内公共図書館の発展のための連携協力についてご議論いただくことになっております。都立図書館はご案内のとおり、平成14年度から組織運営体制を一新した運営を行っております。これは広域的・総合的情報拠点として、質が高く、都立図書館ならではのサービスを提供していくこと、さらに東京都内における全体的な図書館サービスの向上を図るためのネットワークを構築していくこと、また、区市町村立図書館との連携協力や支援の充実を図ることなど、こうした厳しい状況ではございますが、できるだけ効率的な運営のもとで実施していくことを目的としているものでございます。

委員の皆さんには、今後の都立図書館が果たすべき役割や都立図書館ならではのサービスを展開する方向性、区市町村立図書館への協力支援など、新たな関係づくりなどにつきまして、ご専門の立場やご経験のみならず、図書館を利用する都民の立場からのご助言をいただけるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ご承知のように、東京都を取り巻く状況は大変厳しいものがございますが、私ども都立図書館に寄せられる大きな期待にこたえられますよう、図書館サービスの一層の向上を目指し、可能な限りの努力をしてまいり所存でございます。

新しい世紀における社会的課題に対応した図書館サービスの展開に向けまして、委員の皆様のお知恵をおかりして、また忌憚のないご意見を賜りますよう改めてお願ひを申し上げます。

まことに簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【企画経営課長】 次に、本協議会の議長及び副議長の選出をお願いいたします。

東京都立図書館協議会運営規則によりますと、議長と副議長の任期は1年となっております。議長及び副議長は委員の互選により定めることになっておりますが、いかがいたしましょうか。

【委員】 前期と同じように、引き続き坂本委員さんと田村委員さんをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【企画経営課長】 ただいま、小川委員さんから議長に坂本委員さん、副議長に田村委員さんの留任のご推薦をいただきました。皆様、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【企画経営課長】 それでは、そのように決定させていただきます。坂本委員さん、田村委員さん、正面の議長席及び副議長席にお移りいただきますようお願いいたします。

では、ここで議長さん、副議長さんから一言ごあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【議長】 引き続き議長をやらせていただくようにご推挙いただきました。どうぞよろしく願い申し上げます。

前回もお願い申し上げましたし、大変活発な議論をしていただきました。今回もそれぞれのお立場から、ぜひご活発にご議論いただきますようお願い申し上げます。簡単でございますがごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【副議長】 どうぞよろしく願いいたします。

【企画経営課長】 よろしくお願ひします。

続きまして、委員さんの交代がございましたので、中村管理部長からご紹介させていただきます。

【管理部長】 管理部長の中村でございます。

この3月31日で、昨年まで委員をしていただきました葛飾区立葛飾図書館の東川館長がご退職されるということで、委員辞退のお申し出がございました。

後任につきましては、特別区図書館長会のご推薦をいただきまして、墨田区立あずま図書館長の中武館長にご就任いただきました。ご紹介させていただきます。

【委員】 ただいまご紹介をいただきました、墨田区立あずま図書館長の中武と申します。図書館長就任3年目でございますけれども、財政状況が大変厳しい中で情報化の推進、子育て支援、ビジネス支援といった新たな図書館のサービスをどう展開にしていけるかについて、日々頭を悩ませているところでございます。

こういった状況でございますので、これからの都立図書館については、市区町村から見ましてもますます頼りにしていかなざるを得ないのかなと思っております。そういった魅力ある、頼りがいのある都立図書館づくりに少しでもお役に立てれば幸いであると思っております。

最後になりましたけれども、皆さん方のご指導を受けながら、微力ではございますけれども精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【企画経営課長】 それでは、これからの議事進行につきましては、坂本議長さんをお願いいたします。坂本議長さん、よろしくお願いいたします。

【議長】 お手元に定例会の次第をお配りしてございます。最初に報告事項が2件ございますので、それを先に承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 報告は2点でございます。

まず、平成15年度の予算につきましてご報告いたします。資料1をごらんください。都立図書館の予算額でございますが、平成15年度の都立図書館の予算は給与等の人件費を除きまして、総額で7億9,381万1,000円となっております。昨年度は8億9,091万8,000円でしたので、約11%の減額となっております。この予算減は都財政が厳しい状況にある中での、都の方針減によるものでございます。

続きまして、第2点目のご報告でございます。協力貸出対象資料の範囲の変更についてご報告いたします。資料2をごらんください。

この件に関しましては、本年3月18日に開催いたしました前回の会議でも一部ご説明をさせていただいた経緯がございますが、今回、都立図書館の資料について、一部を協力貸出の対象から除外することとしましたので、ここで改めてご説明とご報告をさせていただきます。

都立図書館の資料はこれまでもその一部については、協力貸出の対象外としてまいりました。例えば辞典、辞書のたぐいのいわゆるレファレンスブックと言われるもの、あるいは中央図書館の雑誌、主に特別文庫室所管の貴重資料などでございます。今回、新たに変更する点は、表の項目の4点でございます。

1点目は、新刊和図書についてでございます。これまでは特に制限をしておりませんでした。館内閲覧の利用者との競合がありますことから、刊行されてからおおむね2カ月、そのうち1カ月程度は購入事務やデータ作成などにかかりますので、閲覧室の書架に並びましてから30日間は館内利用を優先するというので、協力貸出は行なわないことといたします。

2点目は、高価な資料についてでございます。これまで1冊30万円以上のものを対象としておりましたが、これを引き下げ1冊10万円以上の高価な本については協力貸出をしないことといたします。

3点目は、昭和25年以前に刊行された資料で、資料の傷み方が進んでいること、万が一紛失や損傷があった場合に同じ資料を入手することが非常に困難であることから、貸出は行わないこととするものでございます。

4点目は、山本有三文庫資料です。これは多摩図書館に所蔵されておりますが、現行は制限なしで貸出をしておりましたが、これにつきましてもすべて協力貸出の対象外とすることといたします。

なお、本件につきましては、既に特別区、市町村のそれぞれの館長会でもご説明をしたところでございます。以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。今の2点の報告につきまして、ご質疑等がございましたらどうぞ。

【副議長】 2点目の協力貸出対象資料ですが、3点ほど申し上げたいことがございます。

一つは、かなり制限を強める方向のお話であるわけです。そういう場合、全体として協力貸出をこうしたいから、こういうふうなことで制限するのだという理論がやはり必要ではないかと思えます。そのビジョンが感じられません。

そうするとどうなるかということ、結局、所蔵資料を1点収集だけにしたから制限するのだというとられ方をしてもしょうがないのではないかという部分が出てきてしまうと思えます。それが1点で、非常に心配するところです。全体としてこういうビジョンを持ってやるのだという部分がないために、どうしても協力貸出を縮小する方向でお考えになっているというとられ方をされかねないのではないかという懸念です。

もう1点は、前回のあり方検討委員会のときにも少し感じましたが、もうちょっと議論を公開することといいますか、議論が内向きではないかという印象を持ちました。

それから、全体の都合も都立の都合を優先するというので、それは当然といえば当然かもしれませんが、そういう部分がちょっと気になります。

3点目は、まさに我々協議会がこれから議論しようとしていることとバッティングするというか、内容的にそこにかかわる話であるわけです。その辺のところ、タイミング的に私としては困ったなというか、少なくとも我々が議論するときはこの辺のことはもちろん念頭には置きますけれども、あまりとらわ

れない形でもう1度基本から洗い直すということできさせていただきたいと思います。以上です。

【議長】 わかりました。

【委員】 私もほとんど同じようなことですが、対象資料を絞ることについては特に反対はありませんが、やはり絞る理由がなければいけません。例えばリサーチライブラリーにするから、ここに来る人に迷惑をかけないためにこうするのだ、という理由ならば納得してもらえます。そういう理由が何もしない、ただやめてしまいますということであるからものすごくメールが飛び交うのです。

その中間の説明が何もなく、今ご説明いただいたものもどうするかという説明だけであって、理論の説明ではありません。そのところがおかしいと思います。

例えば新刊和図書を2カ月間ということですが、アメリカのネットワークでは図書館同士でも半年間は貸し借りしないということすらあったりするわけですから、そういうこと自体は全然おかしくないはずですよ。そういうことも含めて都立はどうしたいのだ、都民全体に対してどうしたいのだということを説明してほしいと思います。

私宛に電話もかかってきましたが、こういう話は恐らく協議会で議論する話題だろうと答えました。今のお話ですと、もう既に決まって動き出します。そうなってくると、協議会の役割は何だろうかということを実はちょっと感じたものですから、そのあたりはきちんとさせていただきたいと感じます。

【委員】 一番直接かかわっていると思いますけれども。

今お示しいただいたものと同じようなもので、これとは違いますけれども、開始時期がこれには入っておりませんでした。館長会では8月1日から制限をされるというお話でした。

昨日届きましたファクスによりますと、電算システム対応上、実施時期を1カ月延ばして9月1日よりと変更されていらっしゃるんですね。この辺も含めまして、十分に検討されてこういったことが報告されているのだろうかということ

とが一番危惧されました。1週間しかたっていないのに、そういうことが出てくるというのはどういうことだろうと。

そのときの課長さんのお話で十分に検討されて、期間も最初は半年ということをごここまで短くしてなるべく迷惑をかけないようにというお話もいただきましたが、その辺を素直に受け取れない部分がございます。その議論はどういうメンバーでされて、どのぐらい会議を重ねて、そういう結果が出たのでしょうか。

また、館長会でもみんながいろいろ発言をしたと思いますけれども、ペーパーがなくて報告という形だと思いますから、都民への周知はどういう形でされるのだろうかという返事ありませんでした。その辺を十分検討した上で、また先ほども出ましたけれども、今年1年かけて協議会の中で検討していくと私も思っていたところに事前に出されて、協議会ではどういう内容を検討していくと考えていらっしゃるのかということもあります。

先ほどのお話でも、もう少しその辺のいろいろな説明がなされるのかと思いましたが、同じようなお話でしたので、もう少しそこをお話いただければと思います。

【議長】      ちょっとこの辺で、事務局から一言お願いします。

【管理部長】    今、何点かいただきました。ビジョンという立派なものであるかどうかは別にしまして、基本的姿勢といたしまして、協力貸出は昨年の運営体制の変更のときにも基本的には変わりなしということでした。

特に、多摩地域の図書館につきましては、今までよりも協力貸出に係る日数等が1日もおくれないというわけにはいかなかったわけですが、最大限努力しますということで、実際に中央と多摩の間の連絡車の回数を倍にふやすとか、それなりの対策はとってきたつもりでございます。今回の変更につきましても、特段の変更ということで変えたということではないと考えております。

新刊和図書につきまして、今も小川先生からございましたが、詳しい統計はともかくといたしまして、各図書館におきましても一定の日数は貸出を制限する、あるいは他の図書館には貸さないというのは実際にやっております。

都立におきましても協力貸出だけが事業ということではなくて、重要な事業の一つであります。私どものところにいらっしゃる来館者の方々に最大限のサービスをすることも、重要な使命の一つでございます。その辺のところの調整を図る意味から、全面的に貸し出さないということではなくて、配架日から30日間だけはお待ちいただきたいという趣旨での変更でございます。

他の3点につきましては、基本的には紛失等のときに回復は困難ということであり、例えば言うならば、国立国会図書館なども昭和25年以前のものには全面的に貸出を禁止しております。その辺に沿って、沿ってというのはまねをしたという意味ではなくて、私どもの実情を見ましても、25年というのは紙質等の問題から一つの区切りであるという現場の声も十分聴取した上で、都民の共通の資産として、今の利用者だけではなく将来の利用者の活用も視野に入れた場合に、こういった制限はやむを得ないだろうということでやったところでございます。

【議長】       ありがとうございます。

この件についてはまだご意見があるかと思えますけれども、まさにこれから議論する連携協力の中の非常に大きなテーマでございますので、今の問題は議題の中でさらに議論を深めていきたいと思えます。とりあえず報告に対する質疑はこの程度にとどめさせていただきます。

次の本題の討議に入らせていただきたいと思えます。資料3と4がその関係です。先にもその説明をしていただきまして、それから皆様方からご議論をいただきたいと思えます。事務局から説明をお願いいたします。

【企画経営課長】       では、資料3と4の説明をさせていただきます。

初めに、資料3の説明をいたします。これは現在の都立図書館の協力事業の大きな柱となっております。協力貸出を中心に、都立図書館の現状について、さまざまなデータとともにあらわしたものでございます。

中央に都立図書館、国立国会図書館、区市町村立図書館、都民との関係をお示ししております。さらに、右側のデータは、都立図書館に関するものを集めてございます。左側に行きますと、協力貸出に関するデータをお示ししております。

まず、都立図書館の協力事業です。資料では中央部分の都立図書館と区市町村立図書館の間に大きな上下の矢印がございまして、その左隣ですが、協力事業につきましては協力貸出、協力レファレンス、研修の開催など、幾つかの協力事業を実施しております。

協力貸出とは、区市町村立図書館に対しまして、収集、収蔵できない資料を貸し出すサービスであります。現在はインターネットを介しまして、区市町村立図書館で都立図書館の蔵書を検索して、予約していただき、その資料を都立図書館が運行している協力車で、毎週各自治体に配送する形で行なっております。図に協力車とありますが、これがそれに当たります。

次に、協力レファレンスといいますのは、区市町村立図書館に寄せられる質問、相談に対しまして、その図書館では的確な回答や対応ができない事項につきまして、都立図書館が長年培ってきたレファレンスサービスの技術と豊富な資料を生かしてお答えするものでございます。そのほか、レファレンスサービスや児童サービスといった図書館業務に関する研修を、区市町村立図書館の職員に実施するなどの協力事業を実施しております。

その下に区市町村立図書館がありますが、状況の変化があらわれております。昨年度の文部科学省の調査によりますと、図書館の専門的業務について何らかの業務委託が実施されている自治体の数は、東京都内においては9自治体でした。今年度は大幅な増加が見込まれます。

また、図書館＝貸本屋批判など、図書館サービスの内容に社会の関心が集まっております。

次に、右側の都内公立図書館を取り巻く現状を、データ資料に基づいてご説明いたします。右上入館者数を①としまして、時計回りに番号を振っております。

グラフの①は、入館者数の推移をあらわしたものです。都立図書館は都民の方への直接サービスを実施しておりますが、ここ数年、来館者は頭打ちの状況になっております。

その下の②は、ホームページのアクセス件数と書庫出納冊数のグラフでございます。2000年に開設いたしましたホームページへのアクセス件数、インターネットによる蔵書検索は飛躍的に伸びております。また、館内の資料の利用実態を示すものの一つとしまして、書庫から資料をお出しする書庫出納の件数は、入館者数に比べて減少はしておりません。

その下の③ですが、資料費、新刊購入冊数、出版点数をお示ししております。残念ながら、厳しい都財政の状況に伴いまして、収集率は減少しております。

左に参りましてグラフ④ですが、区市町村立図書館の総資料費ですが、こちらも近年は毎年減少している状況でございます。

左下角の⑤ですが、ISBN目録は区市町村立図書館が相互利用のために各図書館の図書のデータを持ち寄り、ISBNという本についているコードで目録を作成しているものでございます。目録作成のために持ち寄ったデータは約1,730万にも上りますが、それらのデータについて同じ本を整理していきますと約90万点になります。

その上の⑥ですが、区市町村間の資料の相互利用と都立から区市町村への貸出の量を比較したものでございます。これで見ますと、都立図書館が取り扱いました荷物の量について調べますと、半分弱が区市町村立間相互のものとなっております。

その上の⑦ですが、都内公立図書館数と協力貸出数の変化をあらわしたものでございます。協力貸出は昭和45年に当時の都立日比谷図書館で開始したのですが、東京の公立図書館がまだ88館で、図書館の規模も十分ではない状況で、区市町村立図書館のバックアップを都立図書館機能の一つと位置づけたものでございます。

一方、東京都は図書館の建設費、図書費への財政援助を実施いたしました。財政援助は昭和46～51年度までで終了しましたが、その後も公立図書館の充実が進められ、現在は393館に至っております。

協力貸出の冊数は図書館の数とともに増加しましたが、近年は館数増加の伸び率を上回って協力貸出の冊数が増加しております。以上が大きい資料3の説明でございます。

次に、資料4に移ります。これからの協力事業を考えます上で、都立図書館として重要と思われる事項を例示的に挙げております。

1は、公立図書館に求められる新しいサービスを実現するためのネットワークはどんな形になっていくのかということでございます。従来の資料の相互利用であるとか、人材育成のための研修だけではなく、これからの公立図書館全体のサービスのレベルアップといえますか、現在不十分だったり、社会の新しい変化に対応できる図書館サービスを支えるネットワークが必要ではないかと認識しております。

次に、新しい形の協力支援事業です。地域のニーズによって、それぞれの区市町村が行政サービスを実施するわけですが、ここからは図書館もそれに貢献するような事業展開が必要になってくると思われまして、既に一部の自治体では始まっております。それらを応援するような都立図書館の事業が、これからは必要であると考えております。

さらに、都立図書館が広域的・総合的情報拠点として役割を果たすために、都民や公立図書館ではなかなか連携しにくい、例えば大学図書館とか海外の図書館などが持つ情報を利用できるような仕組みを考えることも必要だと認識しております。

なお、ただいまお示ししましたこの資料の課題はあくまで例示でございますし、委員の皆様にはこれにこだわらず幅広いご議論、ご意見をいただければと考えております。以上でございます。

【議長】      ありがとうございました。

いつもはコーヒースタンドをしますが、きょうは時間がもったいないですから、コーヒを飲みながら議論をしていただきたいと思います。

それから館側にもお願ひしますけれども、前にもお願ひしましたが、事務局は特にこちらから質問があったら答えるのではなく、こちらの議論に積極的に参加をしていただくようにぜひお願ひいたします。

それでは、今の資料の説明も含めまして、どなたからでもご自由にご議論をいただきたいと思います。きょうはフリートーキングでございますので、できるだけ幅広いご意見を賜りたいと思います。

【委員】 質問をよろしいでしょうか。

A3の資料の⑤のISBN目録で、都下の区市町村の総冊数1,700万点がタイトル数だと92万点に減ります。都立が100万点ちょっとで、約10万の差がありますが、そこはマッチングさせていないのですか。

【企画経営課長】 この資料はこの数字そのまま、比較や分析はしておりません。

90万点ですが、持ち寄った中で例えばハリー・ポッターなどは何十冊もありますが、その場合は1点とカウントして、集めたデータが最終的に90万点でございます。

【委員】 だから、区市町村が持っているのが90万タイトルですね。都立図書館が持っているのが105万タイトルですね。それをあわせて見れば、都立がどういう持ち方をしているのかが明確に出てくるので、むしろそういうことをちゃんと出して、だからこういう仕事をしたいのだということをお考えになるべきだと思います。そういうことで質問をしました。

【企画経営課長】 わかりました。

【議長】 ご質問でもご意見でも、どちらでも結構です。どうぞご自由に。

【委員】 家に送られてきた推進計画を見ましたら、後ろの都立図書館の推進計画の15年度以降新規事業と書いてある中に、ホームページが開設されることが提示されています。

ここに来る前に朝ざっと見ましたが、まだどれもできていないのかなと思いました。ボランティアと子ども読書ホームページに関心がありましたので、その二つを見てみましたが、そのことに関してはまだホームページは作成されていないのでしょうか。

【管理部長】 子ども向けのホームページにつきましては、4月1日に開設いたしました。都立図書館のホームページからも当然入れるようになってございます。

【委員】 そうですか。一応、中央図書館のホームページを見たのですが、急いでいたので……。

【管理部長】 5行目ぐらいに、たしか子どもページの入り口があるかと思えます。

【委員】 わかりました。

【管理部長】 ボランティアリーダーの養成につきましては、今後の事業でございます。

【委員】 去年は1年間何もしなくて申しわけありません。今年は頑張っ、最低限のことはしたいと思っています。

基礎資料としてこれから協力貸出を考えていくとすると、先ほど小川さんをご指摘されていたように、都立の蔵書の特徴をもう少し知る必要があるかなという気がしています。蔵書全部で何点というバルクではなくて、例えば文学系が何点とか、1類、2類、3類という十進分類法でもいいですし、もう少し細かな蔵書の統計があるのでしょうか。

それと例えば市町村のコレクションと比べたときに、どの辺に都立の強味があり、どの辺が市町村が頼らなければいけない部分かというデータを出すことができるのでしょうか。

また、貸出の協力やレファレンスの協力をもちろんやっていらっしゃると思いますが、それも議論のベースとなるようなデータですね、こういったものにリクエストが多くて、こういったものはあまりないのかという資料をそろえることは可能でしょうか。

【企画経営課長】 現状を申し上げますと、今まで区市町村の図書館の館長会をやっておりますけれども、それぞれの図書館の運営とか蔵書がどうなっているかという議論はほとんどされない状態で来ております。

どちらかという、都立が区市町村の館長会にかかわる部分としましては、今の都政の状況とか都立図書館のいろいろな取り組みとか、そういった情報提供をしまして、あとは区の館長会、市の館長会それぞれの中で議論の時間をとられるということです。都と区市で今後はこういうふうに変革をしましょうとか、そういった議論は今まではあまりありません。

【議長】 都立の中央図書館、あるいは都立図書館の分類は出るでしょう。そちらの統計は出ますね。

【管理部長】 もちろん出ます。

【副議長】 協力貸出される資料についても、もう少し内訳がわかると……。

【管理部長】 それはある程度出せると思います。

【委員】 先ほど言いましたように、ISBNで比較できれば、どこの分野が都立が多くてということがまず一つ出ますね。

もう一つは、ISBNがついていない古い資料がいっぱいあるわけですから、それは分類別にいけばどういう分野がたくさんあるのだということも明確になってくると思います。それは都立の特徴としてこうですよということをお示しできるのではないかと思います。

【議長】 きょうのきょうというわけにはいかないでしょうから、そういう目でデータを出していただくということでよろしゅうございますね。次回までに工夫してみてください。

【企画経営課長】 わかりました。

【委員】 先ほど、窓口と協力貸出とがバッティングしているということですが、どういう分野でバッティングして、問題になったという辺の資料がもしあれば……。そうでないと、ちょっと納得いきません。

【委員】 ただいまのような具体的に貸出協力を議論するに当たっては、そうしたきっちりしたデータに基づいて議論する必要があると思います。

特定の個別の議論、各論に入る前に、先ほど既にご説明がありましたように、都立図書館の基本的な機能は何かということ、全体的なビジョンの中でもう1度検討するというか、確認してみる必要があるのではないかと思います。

私もしばらくこの委員をさせていただいておりますけれども、電子化にしても何にしても具体的な議論が出てくるたびに、先ほどご発言がありましたように、区市町村立図書館のバックアップ機能が主なのか、それともレファレンスライブラリーとしての機能なのか、もちろん両方が十分できればこしたことはないですけれども、当節の限られた資源の中では両方を十分にすることはとても難しいことだと思います。また、東京都の図書館全体のシステムの中で、都立図書館の果たすべき役割が何かあるのではないかという気がするわけです。

当節の世界的な情勢として、すべての図書館が同じような活動のある程度の規模と程度の違いでやっていく時代ではなくて、やはり図書館もそれぞれの地域なり、母体となる機関なりの特色に即応した個性といいますか、ある程度重点化した活動に志向している傾向だと思います。

したがって、そういう意味からも、都立図書館がこれから目指す方向性を規定した上で、ならば具体的にどうやっていくかを議論しないと、ちょっと議論が錯綜してしまうのではないかというのが1点です。

第2点としては、これは当然都立図書館協議会ですので図書館間の、特にここに例示が出ておりますような協力貸出についてのあり方が議論の中心になるかと思います。先ほど申し上げましたように、社会がいろいろ多様化してきて、中武館長のご発言にもありましたように、子育て支援もしてほしい、地元のビジネス支援の情報も提供してほしいとか、図書館に要求するものが非常に多くなってくると思います。

それに対して、もちろん図書館としてはすべてにこたえたいということは私も図書館人として十分理解するわけですが、ここにもいろいろな制約が出てきてしまうことがあります。

先ほどのある程度のそれぞれの地域に即した重点化にも関連してくると思いますが、ほかの図書館以外の機関との連携といいますか、コミュニケーション、協力ということで、例えば子育て支援ですとそのどこをやって、ほかの部分は

公民館なりいろいろな機関がやるとか、NPOもたくさんおありになることで、その辺のところをもうちょっと広い視野に入れながら議論していく必要があるのではないかという気がいたします。

【議長】       ありがとうございました。

【管理部長】     今の都立図書館として何をやるのだということですが、明文化されたものとしまして館則ですとか、都立図書館の運営方針といったものの中に若干のことが書いてあります。

今の先生のご質問の中で、都立図書館のリサーチを優先するのか、あるいは都内公立図書館の協力支援を優先するのかというお話がございました。これは並立しているものでございまして、どちらを優先するということではございませんが、現在の都立中央図書館の館則におきましては、1番として図書館資料の館内利用、2番として利用者に対する情報サービス、3番として都内公立図書館等に対する協力支援、4番として多摩地域及び島しょ地域の図書館未整備地域に対する補完サービス、あと5～8と細かいものが載っておりますが、そういったことで並列的に1から順番に書いてございます。

平成14年4月1日に決めました、東京都立図書館の運営方針がございまして。この中には、「都立図書館は広域的・総合的情報拠点として首都東京の中核的公立図書館の役割を担い、図書館資料及び図書館内外の情報の整備充実に努め、都民及び利用者に対して等しく良質な図書館サービスを提供する。また、都立図書館は区市町村立図書館との役割分担のもとに、都内公立図書館、学校及び同種施設等と連携協力し支援を図ることによって、東京の図書館サービス全体の向上に寄与する」といったような趣旨の文章になっております。

さらに、平成13年度に教育庁本庁で検討いたしまして、教育委員会です承されました「今後の図書館のあり方」の中では、図書館の役割は広域的・総合的情報拠点のサービス提供ということで、「専門書・貴重書などを活用したより高度で専門的なレファレンスサービスを提供する。都立学校図書館へのレファレンス、司書教諭の研修、子どもの読書活動の推進など、学校への支援を強化する。インターネットなどを活用し、所蔵資料など必要な情報に来館しなくても自由にアクセスできるように、非来館者サービスを行なう」ということが載っております。

区市町村立図書館への支援として、「区市町村等との役割分担を踏まえた幅広い資料（専門書・高価本）等の収集、保存を行なう。協力貸出、協力レファレンス、研修など各種の協力支援事業を充実する。区市町村相互間の相互協力ネットワークの構築などを提案していく」といったような文章が明文化されております。

【委員】　　そういうふうに分かされると、一言言いたくなります。広域的サービスは協力貸出とイコールではありません。都下全体の利用者に対してネットワークを使ってどういうサービスをするか、資料提供をするかということですから、そのこととイコール協力貸出がどうこうということではないはずです。

もう一つは、13年度、14年度と今年度は、予算的に見てものすごく違っているわけです。その中で、都立のあり方を本当にもう一度考え直すとしたら、もしかしたら専門的なリサーチライブラリーにシフトしなければいけないという結論が出てもしようがないのではないのでしょうか。条例規則にどうあろうと、時間があるかどうかは別にして、そこまで検討すべきです。

そういうことをおやりにならないと、どっちつかずになるような気がします。来年度もまた減らされないという保証は何もないわけですから、そこらあたりを見直す必要が私はあるように思います。

【議長】　　さっき松村先生がおっしゃいましたけれども、ここで原点に戻っていろいろなことを考えてみようではないかということですから、そういう意味も含めて前提なしにご議論いただければありがたいのですけれども。

【委員】　　申しわけありません。私も条例はよく存じ上げていますけれども、あえて申し上げました。

【議長】　　連携協力ということから言いますと、小川館長や中武館長もおられますし、佐藤さんも学校という別の立場からということもありますので、そういう立場から都立図書館をどういうふうにしてほしいのかとか、あるいは協力貸出だけではなくて別の分野でこういう協力があったらやってもらいたいとか、できるできないは別として、考えておられることがありましたらぜひご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 昨年度に引き続いてさせていただいていますが、昨年度の検討課題の中で学校図書館の支援がありました。それは推進計画の中にもいろいろと盛り込んでいただきました。

そのときにも申し上げましたが、今年度から新教育課程が始まって総合的な学習、教科「情報」が始まりました。全部そろうのは3年後ではありますが、1年目の状況を見ていますとこの二つがちょうど相まる形で、図書館にかかわって言えば、レファレンス機能の充実が学校図書館の側から見ても今後必要になるのではないかと思います。

学校レベルでいえば現物図書の貸出云々よりも、どこのPC教室にもインターネットが接続して、そこを使っての総合的な学習が3年後には3倍の人数で行なわれるわけです。そうなったときに、まともに総合的な学習に取り組む場合は当然調べ学習になりますので、どういうテーマについてどんな本があり、どこに行ったら調べられるのかは、先生方も指導されています。

私は今年戸山高校に変わりましたが、昨年度までいたところでも都立図書館の協力をいただいて、生徒が大学との接続教育の調査のレポート作成に役立たせていただきました。高校生が直接インターネットなり電話で聞いて、それに答えていただけます。高校生レベルの質問にも非常に丁寧に答えていただけると、ああいう力量は普通の公共図書館や、まして学校図書館にはないと思いました。

本格化していくこれからの趨勢を考えれば、まずお願いしたいのは専門図書館といいますか、国会図書館みたいなものは都内では極めて限られた数しかありませんから、そこにお金と人を投下して効率的に使うとすれば、私はそういうレファレンス機能などを重視していただきたいと思います。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 財政状況が大変厳しい中で、今までは福祉や教育の分野は聖域だということで合理化の対象ではありませんでしたが、近年になって図書館や福祉の分野も合理化の対象で、聖域なしの行政改革だということでもあります。

そうしますと、図書館に対しても人員削減の割り当てがあります。そういった状況の中で、どうやってレファレンスとか児童サービスとか障害者サービス

を展開していくかということになりますと、やはり窓口業務を委託せざるを得ないということをやっているわけです。

そういった中で、窓口業務は委託に任せてしまって、基幹的業務を充実していこうということで、児童サービス、障害者サービス、あるいはレファレンスの専門的な方向にシフトしてやっているわけです。専門的なより高度なレファレンスについては、都立なりに頼らざるを得ないのかなという気がしております。

基本的に、第一義的に、調べ学習は地元の図書館が対応するにしても、バックアップ機能を都立には期待したいということが強いです。

【委員】 今、お2人方がおっしゃられたように、レファレンスの支援はうちの図書館でも経験を積んだ職員が多いですから、かなりの部分はできますけれども、資料的な面や多様なレファレンスを処理されている都立さんの援助をどうしても必要とします。これは今後もお願いしたいと思っています。

また、市町村の資料費はどこも一緒ですけれども、毎年減少しております。もともとが少ないところですから、自分の館だけでは対応できない状況になってきています。リクエストなども今までのように紙に書くということではなくて、インターネットや何かで自分に必要な資料をどんどん打ち込める時代になっています。うちも本当にすごいふえ方になっています。自分のところの資料だけではとても対応できませんし、都立さんの支援を今後もいただきたいと思っています。

今回の3点の提案もありましたけれども、そういったこともあって館長自身がそれに反対だということではなくて、後ろに都民が控えていて、都民の代弁者ということでいろいろな質問もしたりお願いをしていることを十分にわかっていただきたいという話をこの前もしました。

並列という話があったので少し安心しましたがけれども、片方ということではなくて、みんなきついですから上手な方法を考えたいと思いますが、今後、その辺も引き続きやっていただきたいと思っています。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 先ほどのビジョンであるとか、基本的な機能のお話は、多分どちらを選択するかという話に最終的にはなってしまうのだらうと思いますので、個人的見解を述べないようにしたいと思います。

今回の協力貸出の部分などでも、個別の議論というよりは、むしろ日本の図書館界でまだ議論されていないような課題が一つ見え隠れしていると思っています。それはさっきの新刊のバッティングのところですが、今はネットワーク上で予約できます。このやり方は、各地の公共図書館で採用され始めています。

そのときに少し聞こえてくるのが、前の晩に予約をかけて、次の日の夕方に取りに行こうとした場合に、来館者が次の日の朝にやってきて「この本を借りたい」と言うと、「予約がかかっているからだめです」となる。「私が先に来ているのに」と言うと、「夕べの晩にネットワークで予約しました」と。

私はネットワークは使えませんという話は別にしても、どちらが図書館の主要な利用者であるのかという議論が実はないままに、技術先行の形で、こういう便利な機能ができましたというところだけが走っている面があります。これについて図書館によっては予約は仮で、来館者が先に来たらそちらが優先ですという条件つきで認めるところもあるようです。そういった利用者とはだれかを考える、一つの大きな材料だらうと思います。

その意味では、今回のやり方がうまく説明されてきたのかという点は不安が残ります。というのは、先ほどのバッティングというときに、どのぐらいの数字でバッティングしているということがダイレクトにすぐ出てこないというのは、説明の仕方として必ずしも十分ではないところとなり不安は残ります。

一方で、今のような選択をしたことは一つの見識だらうと、個人的には思います。来館者をとにかく大事にするという方針のもとでの選択をしたという見識です。ただ、それに対して合意形成がなされているのかどうかは、背景の問題としてあるかもしれません。その点を今度は逆に市町村の図書館側でどう受けとめるか、あるいは受けとめる時間があったのかとか、そういう手続的な問題があらうと思います。

【議長】 ありがとうございます。

ちなみに、都立図書館の予約はありますか。

【管理部長】 日比谷は別にしまして、中央、多摩につきましては個人貸出をしておりません。そういった意味では、貸出の予約はありません。

【議長】 閲覧の予約はありますか。

【管理部長】 現在は機械上ではできませんので、個別に電話等で承ります。その場合でも、開架図書については無理です。やはり先にお客さんが来て見ていけば……。

閉架図書につきましては、場合によっては取り置きもやるという感じであり  
ます。

【委員】 この本なら間違いなく都立図書館にある、値段が今までは30万円でしたが、10万円の本なら間違いなく都立が買ってくれると思って都立中央まで来たら、協力貸出であと1カ月使えませんかよということに対してどう答えるのか、どう考えるのかがきちんと説明できないといけないような気がします。そこを説明できる図書館としなければいけません。

そこをはしょってこのランクのものはこうしますよとやってしまうから、不満が出てくるように思います。

【副議長】 全然別な話ですけども、もう一つ強力な側面として連絡調整という部分があるかと思えます。資料3の⑥で、自治体間の貸出は都立が仲介されているということによろしいのでしょうか。

【管理部長】 ここに書いてあります53%、47%は、現在都立が連絡車を各自治体に週に一遍ずつ行くように走らせています。基本的には都と各区市町村との間の図書の貸し借りを運ぶわけですが、実態としては区間、市間、区と市の間の荷物も約半数載っております。

【副議長】 この割合は変化してきているわけでしょうか。

【管理部長】 ふえていると思います。

【副議長】 市町村間がですか。

【管理部長】 はい。年次別の推移は載せておりませんが、明らかにふえているという感じでございます。

【副議長】 区市町村間の連携を仲介するような業務は、そのほかに何かやっていますでしょうか。

【企画経営課長】 研修などは区市町村と連携しながら実施していることはございます。

【副議長】 例えば区市町村が何か事業をやるときにそれを仲介したりとか、そういうことは特に……。

【企画経営課長】 前回の協議会でご議論いただきました子ども読書計画とか、ああいった大きなものにつきましては各区市で実施するとか、あとビジネス支援などは各区市でやるときに応援するとか、そういうところです。

区市全体で連携となりますと、ここにありますように研修とか、レファレンスになります。

【管理部長】 前回お配りした資料の中でご説明させていただきますと、最近、割と話題になったことでは横断検索でございます。現在、28区市町村の自治体に入っております。

先ほども話題に出ましたISBNの総合目録の作成も、区はまだ全部の自治体ではございませんが、市町村はほぼ全部の自治体に入っております。

そのほかに都立図書館のホームページを利用いたしまして、協力貸出の予約待ちの資料についての情報を流したり、都立図書館で借りられなかったけれどもどこかほかで貸してくれないかという掲示板みたいな機能とか、愛称「WANTED」と呼んでおりますけれども、そういったページを持っております。

また、都立図書館からのお知らせのほかに、区市町村の図書館がお知らせをそれぞれの図書館のホームページに載せます。そういった情報交換、情報提供の場を提供してございます。

そのほかに、それぞれのページの具体的な愛称で申し上げますけれども、「ここを教えて」という広場とか、あるいは「青少年サービスの広場」とか、そういったものをホームページ上に持っております。

協力だよりとか、都内公共図書館のオールガイドブックといったものを都立図書館で発行しております。それから、書誌、索引やレファレンス事例集等を都立図書館で発行しております。

人的な交流という意味では、協力事務担当者会、レファレンス担当者会、青少年サービス担当者会といった担当者会を開催して、情報交換や連絡調整を行っております。

【副議長】       ありがとうございました。

【委員】       資料3の③とも関係ありますが、新刊点数と都立中央図書館の収集状況です。平成13年度までの資料しかありませんけれども、平成14年度は書籍だけで年間7万2,000点ぐらい出ています。収集率は何%ぐらいでしょうか。

先ほどの協力貸出といったときに、何割ぐらい所蔵しているのでしょうか。一番基礎的な部分の一つだと思いますけれども。

【管理部長】       昨年場合は、新刊点数に対しまして、結果ですけれども32%ぐらいの収集率でございました。

本年はさらに予算が減っておりますので、今のところ28%程度かなと見込んでおります。

【委員】       3割ぐらいかなと思って見ていましたが。

【議長】       潤沢だったころはどのぐらいですか。

【委員】       潤沢だったころというのは、平成7年ぐらいですか。

【企画経営課長】       65%ぐらいはあったみたいですが。

【副議長】 昔、8割目標ということがありました。そういう時代と今の3割を切る時代で、確かに条件が違うのだということですね。

【委員】 そうですね。貸出をするにしても、その中身が問題になります。

【副議長】 8割ならほぼ全部持っていただけるからということで、考えることができますけれども。

【委員】 その32%の内容を決定するというか、選書するというか、何を集めるかというときに既に何を狙っているのかというところがかかわってくるのではないかと思います。

ですから、ビジョンという大げさなこちらの話ではなくて、条例は条例で現実にありますけれども、現実の機能をやる、活動するときに、目前の問題としてそれはあるのではないかと思います。そこをある程度クリアしておく必要があります。そうでないと、32%という限られた中で散漫に集めてもね。やはり、目的志向的に集めていく必要があるといえはるのではないかと思いますけれども。

【委員】 基本的に言うと、継続して購入する必要のある年鑑類や全集の続き物を買うお金が割合としてもものすごくふえてきているはずですよ。ですから、単発で発行される本の収集率が下がっていると思われまます。

多分、都立はそれが相当大きな割合になっているので、集められる幅は単純に予算が減った幅よりもっと大きいと思います。その辺の分析をどこまでなさるかということ、やはりきちんとおやりになったほうがいいように思います。

【管理部長】 かなり細かい収集方針、収集基準を定めております。これを全部集めますと膨大になりまして、もちろん私も頭の中にほとんど入っておりません。

簡単に言いますと、都立図書館の収集方針としては、あらゆる分野について網羅的に集めることがまず基本になっております。網羅的に集める中で、どの辺を重点とするかということになるわけです。

今、お話にありました全集とか続き物、逐次刊行物はまた別の問題でずっと集めていかなければいけません。1点物につきましても、全集物とかそういったものは買い出していれぱずっと続けなければいけないことになるかと思いますが、今は予算が厳しいのでかなり厳選しております。

どういうことかといいますと、調査研究に必要なものは買います。ただ、現在の蔵書を見ながら、これは必ずしもなくても今の蔵書で間に合うものは残念ながら落とします。経験のあるといいますか、ベテランの司書が1点1点見まして厳選していくのが実態でございます。したがって、値段が高いからといっても、どうしても必要であれば買うことになろうかと思っております。

先ほどのお答えになるかどうかわかりませんが、非常に雑駁に申し上げまして、都立の購入する本の昨年度の平均単価は3,900円ぐらいでございました。区市町村で収集している本の平均単価は、もちろん区市町村によって違いますけれども、大体2,000円前後という統計があると聞いております。だからといって、都と区市町村が全く同じ本を買っていないかということではないと思っておりますが、単価的に見ますと倍ぐらいの開きがあります。やはり、都立の場合は、高価なものや専門的なものを中心になっているのかなと考えております。

【委員】 継続というのは義務的経費みたいなものですね。だから、途中でやめるわけにはなかなかいかないという収集の方針が一つあります。

もう一つ、今聞いていてびっくりしたのですけれども、実は個人的に都立図書館の平均単価が幾らか調べたことがございます。たしか5,000円を超えていた時期があります。大学ですと6,000円、7,000円というところもあります。だから、やはりいいものを集めているのだと思い込んでいたが、そこもかなり下がってきています。

そういう集め方になっているのかなということで、そういう点でもきちんと見直す時期になっているとは思っています。

【委員】 自治体からの貸出依頼がありますね。どういう質の本が多いのでしょうか。

【議長】 データはそう厳密にはないのでしょうけれども、何か傾向として言えることがありますか。

【企画経営課長】 貸出状況としましては、日本文学、社会学、経済学、スポーツ、日本史、画集などが多い分野となっております。

日本文学につきましては区市町村立図書館でも重点的に購入する傾向がありますので、利用の競合という部分では社会科学、自然科学分野で目立っております。

【委員】 資料3の協力事業の真ん中の囲みに、研修の開催とあります。先ほど話が出たかもしれませんが、今まで学校図書館はないですね。ありましたか。

【管理部長】 司書教諭の研修は、平成13年からやっております。

【委員】 規模はどうでしょうか。拡大できるのでしょうか。

【管理部長】 若干ではございますけれども、人数的には拡大してきてございます。

【委員】 今年から司書教諭の配置が始まります。これも昨年度申し上げましたが、行政職員の学校司書が引き上げられて司書教諭に置きかわっていくことが、これから進められていきます。

私が知っているのは都立高校ですが、今年全・定併置校で、従来は全と定に1人ずつ学校司書がおりましたから2人いたところで、昼間に司書教諭が配置されて司書が1人になったところがたしか17校あります。そうすると、専門職の司書は定時制課程につきますから勤務が昼からになるので、午前中はどうしても図書館は従来のような専門職の司書はいません。

司書教諭も時間軽減が8時間ですから、もちろん授業も持ちながらですから、すべての曜日に張りつくわけにはいかないわけです。先生方がローテーションを決めて、少なくとも午前中図書館は閉館しなくても済むようにということで、図書館当番をしています。

17校の中には専門高校なども入っていますから、図書館のウエートは学校教育の中で違うかもしれませんが、私が知る限りでは普通科の高校の場合は非常に困っているようです。例えば選択授業が1、2限にある3年生が、授業がありませんから図書館に来て自習をするときに、だれもいなくてあけられないということでは困ります。

自習はあれとしても、先ほど言った学校図書館のウエートが学校教育の中でだんだん高まっていく中で、片一方では専門職の司書がいなくなります。学校図書館の管理運営をどうしていくのかは、校長としても非常に悩みが多いのです。

そういう点で昨年度は指針が出ましたけれども、それを実施していく職員、具体的に言えば司書教諭ですが、例えばレファレンスもできるとか、図書館運営の専門職的に育成していくような研修がもっと必要でありましょう。

まだ17校ですけれども、全・定併置校が約100ありますから、今後どんどん引き上げられていった場合に必要になってくると思います。そういう点での支援をお願いしたいと昨年も言いましたが、今年始まってみるとより感じます。

どういうふうに図書館運営をしていったらいいのか、困っている現場もあります。司書教諭の制度が始まる以前の研修とちょっと違ってくるのかなという気もしますけれども、学校への支援ということであれば、ぜひ都立図書館にある程度知恵を出していただきたいと願います。

【管理部長】 司書教諭研修を一昨年から実施していますとお答えしましたが、ちょっと舌足らずでした。教員の方の研修といいますと直接にはなかなかいかないものですから、主催は教職員研修センターということで、実態は私どもで講師、研修資料等を用意して実施をします。その教職員研修の一部について、都立図書館で受け持つという形で実施してきております。

今、佐藤委員からお話がありました実際に司書教諭制度が動いて、レファレンスあるいは学校図書館の運営といった部分についてもやはり研修等が必要だろうということでもあります。今、教職員研修センターでどういう形で、またどういうカリキュラムを組んでやっていったらいいのか、私どもも図書館の立場からご提案をして協議をしているところでございます。

今年中に始められるか、あるいは来年度になるかわかりませんが、研修センターとお話し合いをさせていただいているところでございます。

【議長】 小川館長さん、総合的な学習は小中学校もありますけれども、そういうところからの要望が図書館に来ることはありますか。

【委員】 はい、日常的にございます。

【議長】 区もそうですか。

【委員】 そうですね。地域に限りませんので、墨田区であっても、江東区から近いということであれば江東区の学校が来たり、区域を越えて便利な近くの図書館に調べ学習に行くという感じがあります。

【議長】 カリキュラムの変更というか、総合的な学習の図書館に対する要望はこれからも強まってきそうな気がしますね。

【委員】 区立の小中学校の全教職員に対して図書館利用案内を特別につくりまして、学校まで持って行って、全職員に配布しました。レファレンスについては様式などもつけまして、どういうことを調べたいのかをあらかじめもらうようにして対応している実態がでございます。

【議長】 わかりました。

【委員】 日比谷図書館の児童室を多摩に移されました。そのときにいろいろな希望や意見が出てきましたけれども、あれから半年ぐらいたちましたか。

【管理部長】 昨年の4月からですから、1年ちょっとたちます。

【委員】 時間がたつのは随分速いですね。

移管したことによって、どのような成果があったのでしょうか。あるいは、どういう問題があったのでしょうか。その辺の分析をされていれば、お聞かせいただければありがたいと思いますが。

【多摩館長】 なかなか分析をするところまでは行っておりませんが、やはり経験的に見て、一つは日比谷という地の利のいいところから多摩ということで、どうしても立地条件の問題等がありますので、利用が必ずしも目立ってふえているということではないわけです。

結局、例の子ども読書活動の推進計画を立てまして、その中身をどういう形で中央と協力しながら具体化をしていくかということで、お客さんが来るのを待っているということでは利用の増加は見込めません。いろいろな形で事業をすることによって呼び込むとか、こちらから出ていくとか、そういう中身を今年度から19年度にかけて、どういう形で具体化していくかを検討しているところでございます。

もう一つは、お客さんをただ待っているのではなくて呼び込むときに、施設的に現状では苦しいところがございます。今、一般閲覧室と児童の閲覧場所が同一場所にあります。教育センターの会議室等をうまく使えるときは、そういった形で呼び込むことが可能です。保育園や幼稚園の方の利用がこここのところかなり多摩に集中していることがありますが、その辺がうまくいかないと一般のお客様から苦情が出ることもあります。

今、その辺が何とかならないのかということで、施設的な部分や実際の事業の展開も含めて積み上げをしている最中でございます。

【委員】 都の子ども読書活動推進計画が策定されましたけれども、区や市町村の状況はどうでしょうか。

【管理部長】 資料を全然持っていないのですが、この間文科省のホームページを見たところによりますと、たしか区市町村で都内で今年度中に策定すると答えたのは1ヶタだったと思います。

【委員】 区市町村が策定するときに、例えば中央図書館との連携とか、そういうことが具体的に出ているのでしょうか。

【管理部長】 今のところは、そういうお声がけは来ておりません。

【委員】 そうですか。

国際子ども図書館や国会図書館との関係は、この図にも示してありますが、将来はどういう形になっていくのでしょうか。

【管理部長】 都立と国際子ども図書館ですか。

【委員】 はい。実際に、国際子ども図書館との関係はいろいろやっておられますけれども、今後も従来のような関係を継続されていかれるのでしょうか。例えば専門司書を派遣するとかされていますが、今後も継続的に進められていくのでしょうか。

【管理部長】 ご存知のとおり、3月まで都立職員が3年間国際子ども図書館に派遣されておりました。4月からは都に戻ってきて、そういった関係はなくなりましたが、引き続き月1回のアドバイザーという形で、依頼を受けまして職員が行っております。これは向こうの事業展開上必要だということで、アドバイザーとして派遣をするという依頼がございましたので、行っております。

【委員】 逆に、支援している側なのですね。

【管理部長】 それはともかくといたしまして、私どももせっかくの人的なつながりや交流もございますから、事業面でも協力できるところは協力していこうではないかということで、いろいろお声がけをしております。具体的な詰めはこれからになってまいります。

【生涯学習スポーツ部長】 小峰委員のお尋ねの件で、私どもから補足させていただきます。

都下の区市町村で、現在、子ども読書推進計画を策定済みの自治体は八王子、杉並、足立の3区市という情報でございます。

全都道府県レベルですが、昨年度末の状況で、私どもが都道府県の教育委員会サイドから情報を得ている限りでは、たしか6団体程度だったと思います。

今後の状況でございますが、今月末に東京都の子ども読書推進会議が発足いたします。その中で社会教育としての図書館部分と、学校教育の部分との部会を両方立ち上げまして、今後、そういった部分については意見交換をするなり、私どもとしていろいろなお願いをしていく計画でございます。

今、申し上げた杉並区ですが、現在、パブリックコメントをいただいている状況で、まだ策定が済んだということではございません。

【議長】       ありがとうございました。

【委員】       私は都立のファンクションがまだよくわかっていないので、根本的にひっくり返すようなことを言っているのかどうかわかりませんが、とにかくやることは山のようにあるわけです。

先ほどの目的も10個もあるわけで、全部できないというか、おできになると思っていられるのかもしれませんが、どう考えても全部は無理という現状があるわけです。そのときに、都立としてはどれかをあきらめる選択をしなければいけないと思っています。

私たちはみんなわがままですから、都立にやってほしいことがいっぱいあるわけです。そのときにこれをやめると言った途端に必ず反対する人たちの顔が目に見えようと思ったり、どこかで踏ん切りをつけていかないと、すべてを満足させようと思うとすべてを満足させられない形で終わってしまうと思います。それが大前提です。

私個人の意見を言いますと、例えば先ほど日本文学という話がちらっと出ましたけれども、私の目から見ると、人文系や子どものサービスは公共図書館の非常に強い分野です。例えば区市町村の図書館でも、かなりレベルの高い人文系の蔵書を持っていたり、レファレンスサービスをやっているところもあるのではないかとというのが、私の個人的意見です。

そういう区市町村が育ってきた分野に関しては、区市町村同士の相互連携みたいなものを都立はバックアップして、区市町村が圧倒的に弱い社会科学、自然科学の分野に都立は集中するという選択肢は考えられないのでしょうか。

【管理部長】   一つの考え方であろうかと思えます。現在までのところは、先ほどお話ししましたけれども、全分野について網羅的に集めるということがあります。中央図書館は昭和48年にできましたが、その前の日比谷図書館の時代からそういったことで来ております。

今、おっしゃったとおり、文学や人文の部分は確かに区市町村でも力を入れているのかなとは思いますが、都立の中でも一番お客さんの多い部分です。この原因として考えられますのは、区市町村では買ったものをずっと持つておく、ストックしておくことがかなり難しいのです。つまり、回転させていくことが主かなと思います。

対して都立の場合は、基本的に1点は必ず保存をします。1タイトルについて、どんな古い本でも保存をしておきます。確かに新刊書だけを見ますとそういうお話もあろうかと思いますが、ストックを考えますと、だから都立は手を引いていいのではないかということは、直ちには考えにくいのかなと感じております。

【委員】 最近のはやりで、ベンチャー支援という言葉が小さい図書館まで言うのですが、ベンチャー支援は何かということなしにはやって、動き出しています。「プロジェクトX」とかそれに類する番組を見ればわかりますけれども、実は基礎的な科学や原理原則をきちんと解明して初めて新しい技術開発ができることが大変多いわけです。そういう資料をちゃんと持っているのはどこかということ、都立しかないと思います。

もう一つの方向で言えば、さまざまなデータベースを区立図書館レベルで買えるかということ、ほとんど無理な話です。そういうことに対してやるのが都立図書館の役割で、ベンチャービジネスに関しては、区立図書館に来たら「それは都立に行ってください」と言えるようにしなければなりません。「それも私どもがやります」と言っても、経済関係の専門雑誌もほとんどない状況で、それをうたい文句にするほうが私はおかしいような気がします。

先ほどちょっとおっしゃっていましたが、何でもかんでもやるという区立図書館であってはおかしいので、それは都立に任せる方向づけがあるのではないかと思います。区立にまで言うと怒られるかもしれませんが、そういう中での都立だとしなないといけないと思います。

【議長】 さっきからいろいろ出ていますけれども、すべてを満足させようとするとなんか満足できなくなってくるから、何かを切らなければいけないかもしれない。少なくともそういう認識は、幾人かの委員の方から出ました。そこまでは仮に合意ができたとしても、何を切るかは別の問題ですから、非常に難しい問題ではあると思います。

きょうはあと20分しかありませんから、それそのものよりも考え方を整理するという意味で、次回の会議までにそちらはそちらなりに整理をしておいていただいて、どういう方向に進んだらいいのか、ここの機能は切ってもいいのではないかと、ここはどこかにゆだねたらいいのではないかとか、そういう視点からもお考えいただきたいと思います。

それはそれとして、全然別の面でこう思うという話がございましたら、ぜひおっしゃっていただきたいと思います。

【副議長】 今の話の続きだとまずいですが、障害者に対するサービスも児童サービスと同様に、都立がパイオニア的な役割を果たしてこられたと思います。その面での今の連携について、協力事業ということで、もし何かお話しただけることがあれば伺いたいのですけれども。

【管理部長】 視覚障害者のサービスということでよろしゅうございましょうか。

【副議長】 特に限定しなくて結構ですけれども。

【情報サービス課長】 当館におきましては視覚障害者サービス室がございまして、視覚障害者の皆さんがご利用になる図書といいますか、墨字にかわるものといまして点字図書、デイジーといましてCDとか録音テープなどの録音図書が多くございます。

その貸し借りにつきましては全国規模で、国立国会図書館、都道府県レベル、区市町村レベルで幅広く行なっております。

【委員】 では、特に都内の区市町村に限定されているということではないのですね。

【情報サービス課長】 それはございません。お互いに持っているものを全国レベルで貸し借りすることが行なわれております。

【サービス部長】 補足させていただきますと、先ほど研修の話が出ましたけれども、視覚障害者サービスの関係につきましても、例えば市町村立図書館

推薦の朗読者等に対しての朗読者講習会なども現実にやっています。研修の面で、区市町村等に対してのバックアップをしております。

【委員】 今までのご議論の中でいろいろな選択肢があるわけですがけれども、これからは別に科学技術の分野に限らず、人文社会科学系でも電子化された資料がふえてくるのではないかと思います。現実にそういう傾向があります。

そういうことを踏まえますと、各区市町村立図書館で個別に購入できるものではない、恐らくそこまで価格が下がるのは10何年もかかるかと思えます。当面、都立では基本的な経済統計データとか、ほかでなかなか借りにくいものを集められて、将来的には文字どおりネットワークでみんなが使えるにようにするということでの役割がおりになるのではないかという気がします。

【議長】 それは一言コメントがありそうですね。

【管理部長】 あまり得意分野ではありませんが。（笑）

電子資料のパッケージ系については徐々に購入していますが、これからはインターネット情報をどうするかということになってくるかと思えます。

松村先生もご案内かと思えますが、国立国会図書館においてもまだ試行という形で何百タイトルか選んで、インターネット情報を蓄積していくことをやられております。したがって、今おっしゃった都立と区市町村の役割分担ももちろんでございますけれども、同じインターネットで流れるという点では、国と都が同じ情報を流してもあまり意味がないだろうということを考えますと、国、都道府県、各区市町村を含めまして、役割分担を考えていく必要があるのではないかと思います。

国もそういった認識に立っているようでありまして、将来的にその辺はきちんと打ち合わせをしながら、国と都道府県と区市町村レベルと役割分担しながら集めていく必要があるということで、国立国会の方もそうおっしゃっていました。私どもも同様に思っております。

【委員】 国際子ども図書館も学校図書館のサービスを視野に入れる方向がはっきり出ていまして、私ども民間としても、いろいろな要望をしようかと思

っています。もし都がやるとすれば、その関係はどういうことになってくるのでしょうか。

さっきの役割分担をすとか、いろいろあるのではないかと思います。そういう意味で、さっき質問しました。そういうことを視野に入れながら、学校図書館サービスを考えなければいけないのではないかという意味ですけれども。

国際子ども図書館の学校図書館へのサービス内容については検討中であり、方向はまだまだで、これからですけれども。

【委員】 資料3の話題は随分出ましたが、4が今まで出ていませんでした。時間配分を気にするわけではないのですけれども。

拝見していて、これは課題の例示ですからあくまでその範囲で受けとめていきますけれども、1番であり方の話が出ています。内容的な意味であり方はありますが、もう一方で方法的なところで、特に二つ目の黒丸で最後に費用負担の話があります。電子資料という話だけではなくて、いろいろな協力を考えた場合に費用負担のあり方が当然あるわけです。

一つは質問になりますけれども、現行の状況と、仮にそれを変更することになった場合に、当然区市町村のお立場もあろうと思いますので、その辺が話題に出るとどうかなと思いました。

【議長】 とりあえず現状を。

【管理部長】 資料収集の分担は現実には何となくという感じで、きちんと話し合っているわけではございません。そういう意味では、まだ役割分担はきちんとなっていないだろうと思います。

相互利用になってまいりますと、先ほどもお示ししました資料3の中で、都立図書館として協力車を走らせておりますが、すべて都立の負担でっております。都立は経由地だけであって、実際には積み込む荷物の約半分は区市の貸し借りの中での利用になっております。そういったことを考えますと、現在は東京都がすべて負担しているのが現状でございます。

【議長】 車は何台動いているのですか。

【管理部長】 1日1台が、5日間にわたりまして23区を回っております。

多摩は1週間にたしか7便だったと思いますから、曜日によって2台が動くことがあります。

【委員】 全然違う観点ですが、今までの議論ですと、どのようなサービスをしてほしいかという話でした。逆に、先ほど障害のある方へのサービスのことをおっしゃっていましたが、例えば高校生あたりで見ると、図書館が奉仕活動の場になることはないのかなと思います。

確かに朗読や点字は専門的な技能が必要ですが、高校生に社会福祉協議会あたりからいろいろ協力してくれないかという要請は来ます。吹奏楽、演劇、時には運動部などもやります。

都立に限りませんけれども、公共図書館の方がいらっしゃいますからお話ししますけれども、図書館が近くの学校の生徒に奉仕活動を期待してこういうことをやってくれませんかという呼びかけは、私は今までないのですが、どうなのかという気がします。

そういうふうに申し上げるのは、高校には図書委員会が必ずあります。図書委員をやる子は比較的本が好きで、まじめで、運動部や演劇やブラスをやる子どもとは違いますが、とても熱心です。数は少ないですが、それなりに貢献してくれています。ああいう子どもたちがボランティアをする対象として、同じように本が好きだから、図書館が機会提供できないのかなと思います。

この前、都から通知が来ましたが、11月1日～7日までボランティア活動の日を定めてしなさいということでした。従来からも11月にありましたけれども、これから奉仕的活動やボランティア活動の場はどんどん広がっていかないと、子どもたちの特性によって得意、不得意がどうしてもあり、運動のできない子が小さい子に教えるようなボランティアはさせられませんから、それぞれの特性に合った活動のメニューを大人が考えてやる必要があると思います。

図書館のサービスの中で、高校生あたりを行かせるような場面はないのかなと思いました。これは視点が違うのかもしれませんが、考えていただいてもいいのかなと思います。

【議長】 何か事例がありますか。

【社会教育課長】 都教委の施策の一つとして、高校生には限りませんが、若者に奉仕体験活動をやってもらおうということで、都立の施設にボランティアの機会を提供してくださいと呼びかけました。それを私どもで取りまとめて、ホームページやパンフレット等でお知らせしております。

たしかきのうから都教委のホームページに載っていると思います。その中で、都立中央図書館につきましても、人数は少なかったと思いますが、若干名の受け入れをしております。そういう現状がございます。

逆に先生から指摘されて、そういう意味では宣伝不足だったなということを反省しております。もっと広がっていけばいいなと思っております。

【委員】 地元の区なり市なりのほうが行きやすいわけですから、呼びかけていただいてもいいのかなと思います。

【議長】 大体予定された時間になりましたけれども、これだけは言うておきたいということがありましたらどうぞ。

【委員】 資料3に関連して1点だけですが、真ん中の図の都立図書館と上の国立国会図書館の関係です。データ提供が一方的で、矢印が双方向になっていません。ぜひ双方向にしていたらいいと思います。

【管理部長】 現実にはデータを提供するだけではなく、全国から集まったデータを利用させていただいております。

【議長】 きょうはフリートキングですから、言いつ放しというのは語弊がありますけれども。データを若干事務局にお願いしたこともありますが、それは次回までにできるだけつくっていただくということで。

【委員】 1点質問ですが、都立中央図書館と区市町村立の間で協力レファレンスというのがあります。私は結構レファレンスサービスを利用しますが、区市町村立の図書館長さんがいらっしゃるのに申しわけないのですが、どちらかというときに都立中央図書館を利用してしまいます。

都立中央図書館が区市町村立図書館に、協力レファレンスをどのような協力事業としてやっているのでしょうか。

【管理部長】 仕組みは、勝本委員でもどなたでも、一般のお客様が区市町村の図書館に何か質問されます。それを区市町村は受けたけれども、自分のところでは調べ切れないというものを、受けた図書館が都立図書館に聞いてきます。それに対して、お答えを逆方向で返していくものでございます。

私どもが協力レファレンスとして受けるのは区市町村の図書館から受けて、区市町村の図書館に答える形になります。年間でたしか500～600件はそういうことをやっていると思います。

【議長】 よろしゅうございますか。

【副議長】 今後の予定はどうなっているのですか。

【企画経営課長】 今後の日程でございますが、今年度は本日も含めまして定例会の開催を4回予定しております。次回の開催は10月初旬に、引き続きテーマにつきましてご議論をいただく予定にしております。

その次は、12月を予定しております。このときは提言の内容をまとめていただければと思っております。

年が明けました2月に提言をいただければと考えております。

【議長】 わかりました。次回は10月ということで、初旬ですか。

【企画経営課長】 そうです。初旬を予定しております。

【議長】 今度はフリートーキングではなくて、少し詰めた議論をすることになります。

【副議長】 今のお話ですと、議論の時間があまりに少ないような気がします。もしできたら、また宿題のような形でそれぞれ事前に意見を出していただいて、それをまとめたところから議論を始めないと、2月に間に合わないのではないかという気がします。いかがでしょうか。

【議長】 ということで、前回もやりましたけれどもレポートを書いていたいて、それを取りまとめた形で10月に議論をすることにさせていただきたいと思います。大変お忙しい中を恐縮でございますけれども、よろしゅうございますか。きょうの議論を踏まえてご意見がございましたら、ぜひご提出をいただくことにさせていただきたいと思います。

【委員】 レポートの内容的なことは特に定めなくて、自由にということですね。

【議長】 はい。むしろ自由なほうがいいのではないかという気がいたしますけれども。

【委員】 それは今回の議事概要をお配りいただいた後ですか、それとも前にレポートだけ独立してお出しするということですか。

【管理部長】 議事録をお配りしますので、その後にレポート提出をお願いいたします。

日程につきましては、また後ほどご連絡させていただきます。

【議長】 それでは、本日の議題はこの辺でということで、司会は課長さんにお返しをいたします。

【企画経営課長】 坂本議長さん、ありがとうございました。委員の皆様、どうもお疲れさまでございました。

以上をもちまして、東京都立図書館協議会第21期第5回定例会を終了させていただきます。

なお、次回の会議日程等につきましては、日を改めまして事務局で皆様のご都合をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

——了——